情報システム調達におけるアジャイル開発やオープンソース化等に係る有識者検討会最終報告書（概要版）

令和８年３月

デジタル庁
Digital Agency

目次

第１章 本報告書の背景と目的
1-1. 本報告書の背景
1-2. 本報告書の目的
第２章 総括
2-1. 総括：アジャイル開発の採用環境整備
2-2. 総括：オープンソース化・OSS利活用の推進
第３章 アジャイル開発の採用環境整備に関する検討
3-1. アジャイル開発の採用環境整備に関する検討方針
3-2. アジャイル開発に関する有識者検討会の概要
3-3. アジャイル開発の採用環境整備の論点の全体像
3-4. アジャイル開発における令和８年度以降の施策の方向性
第４章 オープンソース化・OSS利活用に関する検討
4-1. オープンソース化・OSS利活用に関する検討方針
4-2. オープンソース化・OSS利活用に関する有識者検討会の概要
4-3. オープンソース化・OSS利活用推進に関する論点の全体像
4-4. オープンソース化・OSS利活用推進における令和８年度以降の施策の方向性

第１章 本報告書の背景と目的

1-1. 本報告書の背景

「デジタル庁情報システム調達改革検討会　最終報告書」（令和５年３月10日）において、「情報システム調達の目指すべき姿」の実現に向けて、「アジャイル開発を活用できる環境の整備」及び「オープンソース化の推進」が重要な課題として提言されている。

本報告書の背景

- 「デジタル社会の実現に向けた重点計画（令和３年６月18日閣議決定）」 にて、「デジタル庁は、情報システムの整備・運用に当たって最新のテクノロジーを大胆に導入することとし、アジャイル開発等の新たな手法や、スタートアップをはじめ革新的な技術を有する民間事業者からの調達等をより円滑に実施するための方法を検討する。」と策定された。
- 多様な情報システム開発ニーズに対応していくには、従来とは異なる調達プロセスや体制の見直し等、より柔軟な調達のあり方を検討する必要があるとし、令和４年６月に専門家・有識者で構成する「デジタル庁情報システム調達改革検討会」 を設置した。
- 当該検討会では、「社会のニーズに即したITソリューションを、公平かつ透明性の高い方法によって、適切な価格で、迅速に調達できる環境を、不断の見直しにより継続化を図る」ことをミッションとして掲げ、令和５年３月10日に最終報告書を取りまとめた。
- 「デジタル庁情報システム調達改革検討会」最終報告書では、情報システム調達の目指すべき姿の実現に向けて、以下の5つの施策の方向性が示されている。

情報システム調達の目指すべき姿 ５つの施策の方向性

①機動的・柔軟な調達手続きの改善	②情報システム調達における発注者側の能力向上	③中小・スタートアップ企業等の参入機会拡大	④ベンダーロックインの排除	⑤内部統制等による透明性の確保

デジタル庁情報システム調達改革検討会において、以下の提言がなされた。（一部要約）

- アジャイル開発等の多様な開発手法の導入に関して、事業の特性を踏まえてプロジェクトの見極めや、アジャイル開発の経験と知見を持つ要員を確保することが極めて重要である。
- オープンソースソフトウェアやクラウドサービスの活用、省庁内でのソースコードの共有等について検討する。

1-1. 本報告書の背景

「情報システム調達の目指すべき姿」に示された５つの方向性のうち、「情報システム調達におけるアジャイル開発やオープンソース化等に係る有識者検討会」は主に①及び④に関連する。そういった中で、情報システム調達の目指すべき姿の実現に向けて示された方向性に基づき、アジャイル開発の導入による機動的・柔軟な調達手続きの改善とオープンソース化・OSS利活用を通じたベンダーロックインの排除が重要な取組として提言されている。

アジャイル開発への提言

「①機動的・柔軟な調達手続きの改善」において、機動的・柔軟で継続的なサービス開発であるアジャイル開発等の多様な開発手法の導入に関して、事業の特性等を踏まえ適したプロジェクトを見極めること、アジャイル開発の経験と知見を持った要員を備えることが肝要であるとされた。

オープンソース化・OSS利活用への提言

「④ベンダーロックインの排除」においては、オープンソースソフトウェアやクラウドサービスの活用、官公庁内でのソースコードの共有等の検討について提言がなされた。

※『デジタル庁情報システム調達改革検討会 最終報告書 簡易版 』より抜粋。

1-2. 本報告書の目的

本報告書は、アジャイル開発手法の採用及びオープンソース化・OSS利活用に関して、有識者検討会において議論し、有識者等から寄せられた提言を、デジタル庁が事務局として取りまとめたものである。

本報告書の目的

- 令和７年度においては、前述の「デジタル庁情報システム調達改革検討会　最終報告書」の提言等を踏まえ、アジャイル開発及びオープンソース化・OSS利活用の分野における専門的知識・経験を有する有識者を交えた検討会を新たに立ち上げ、本検討会の有識者の意見等を踏まえ、我が国における情報システム調達に係るオープンソース化・OSS利活用に向けた様々な方策や、アジャイル開発を採用することが効果的なプロジェクトを判断するための基準等を整理する。
- 本報告書は、アジャイル開発手法の採用及びオープンソース化・OSS利活用に関して、有識者検討会において議論し、有識者等から寄せられた提言を、デジタル庁が事務局として取りまとめたものである。

第２章 総括

2-1. 総括：アジャイル開発の採用環境整備

有識者検討会の議論等を踏まえると、デジタル庁のアジャイル開発の採用環境整備には、制度、組織、人材の3つの側面からのアプローチが重要であることが明らかになった。

	アジャイル開発の採用環境整備に向けたポイント	令和８年度以降の施策の方向性
制度	• 政府情報システムの開発はウォーターフォール開発を前提とし、予算要求、調達、監査等のプロセスを進めてきた。 • しかし、アジャイル開発はこうした既存のプロセスの中で整合しない場面が多く、担当者がプロジェクトごとに個別に対応することとなり、従来よりも負担が増大する。 **⇒<u>この個別対応の負担を取り除くためには、アジャイル開発に共通するプロセスをデジタル庁全体で標準化することが鍵となる。</u>**	• 個別プロジェクト固有の要素を除いた、**<u>デジタル庁のアジャイル開発の標準的なプロセスを確立</u>**することで、採用ハードルを下げるとともに、アジャイル開発の円滑な調達手続き及び実践を目指す。 • 具体的には、調達仕様書や準委任契約における契約書等のひな形作成、アジャイル開発の知見を有するベンダーを整理したベンダープールの作成・運用、及びプロジェクト横断で活用できる開発環境・ツールの整備に取り組む。
組織	• デジタル庁では定期的な人事異動が発生するため、プロジェクトで得た知見が担当者個人にとどまり、組織のナレッジとして蓄積されないリスクがある。 **⇒<u>継続的にアジャイル開発を実践するためには、個人の知見を組織のナレッジに変える仕組みの構築が重要である。</u>**	• **<u>アジャイル開発に関するナレッジを蓄積・活用</u>**し、体制や調達の在り方を含め、デジタル庁の組織特性に即した進め方へと改善することを目指す。 • そのためには、まずアジャイルCoEを組成し、横断的に支援する体制を整備する。その上で、パイロットプロジェクトを実施し、得られた知見をデジタル庁内で継続的に蓄積・活用する仕組みを構築する。
人材	• アジャイル開発はウォーターフォール開発とは異なる価値観を前提としており、プロジェクト関係者の理解とスキルが成否を大きく左右する。 • しかし現状では、予算承認等を担う上位職、実務を担う現場（プロジェクト）担当者、契約関連を担う会計担当者について、アジャイル開発に関する理解やスキルが十分とは言えない状況にある。 **⇒<u>各役割が担う責任に応じてアジャイル開発への理解を深め、組織としてアジャイル文化を定着させることが重要である。</u>**	• **<u>上位職・現場担当者・会計担当者それぞれの役割に応じた理解促進・スキル向上</u>**を図ることで、アジャイル開発及び調達手続きにかかるプロセスの円滑化を目指す。 • アジャイルCoE等の特定人材に依存せず、**<u>組織全体で、アジャイル開発に取り組む担い手の拡大</u>**を行い、組織としてのアジャイル文化の定着を目指す。

2-2. 総括：オープンソース化・OSS利活用の推進

有識者検討会の議論等を踏まえると、デジタル庁がオープンソース化・OSS利活用の推進をするためには、ガバナンスと運用設計、OSPO設立と体制構築、コミュニティ、人材という観点からルール整備や推進体制の構築を進めていくことが重要であることが明らかになった。

	オープンソース化・OSS利活用推進に向けたポイント	令和８年度以降の施策の方向性
ガバナンスと運用設計	• OSSはニーズに応じた自由な制御・改良が可能であるが、管理が自己責任となり、ライセンス違反や脆弱性による法務・セキュリティ上の深刻なリスクに直結する。 **⇒このリスクを制御するため、ガバナンス（ルール）と運用設計（仕組み）への対応策を検討する必要がある。**	• セキュリティチェックの対応プロセス整備やOSSリポジトリの統一運用ルール・テンプレート整備により、**デジタル庁が組織として、OSSを推進するためのルールと仕組みを整備する。** • オープンソース化・OSS利活用の方針を整理し、**ライセンス方針、公開基準、セキュリティ要件を明確化すべきである。**
OSPO設立と体制構築	• OSSの推進には、全プロジェクトに共通の対応事項があり、高度な専門性を要する判断が求められる。 **⇒そのため、個別プロジェクトが独自に対応するのでなく、横断組織が中心となって取り組むことが合理的である。**	• デジタル庁においては、個別プロジェクトの企画・実施を担うPJMOに対し、**OSSを効率的かつ安全に活用・管理するための専門組織であるOSPOを設置する**。 • OSPOによる支援・方針策定等を通じて体系的に支援を行うための組織の枠組みを構築すべきである。
コミュニティの醸成と参画	• OSSの推進を庁内のみの取り組みで完結させることには限界があるため、コミュニティという集合知の力が欠かせない。 **⇒OSSは多様な視点や専門性を持つ参加者の貢献によって支えられ、成長していくものであり、デジタル庁も構成する一員として、コミュニティへ積極的に参画していくべきである。**	• 今後、OSSを最大限に活用し、継続的に改善していくためには、**デジタル庁の内部コミュニティの醸成、オープンソースに関する外部コミュニティへの参加を推進することが重要である。** • また、**国際カンファレンスの参加、国際的なOSSプロジェクトへの関与**も推進していくべきである。
人材の育成	• PJMOとOSPOを中心とした内部人材について、計画的かつ段階的な人材育成を推進する必要がある。 **⇒内部人材の育成を進める。**	• 計画的かつ段階的な人材育成を推進するために、**体系的に整理したスキルモデルを設定し、段階的に能力を高めていくために教育・研修を実施するなどの取組を行う。**

第３章 アジャイル開発の採用環境整備に関する検討

3-1. アジャイル開発の採用環境整備に関する検討方針

令和7年度においては、これまでのデジタル庁におけるアジャイル開発に関する検討や事例調査、またアジャイル開発に関する専門的知見・経験を有する有識者を交えた有識者検討会※における意見等を踏まえ、アジャイル開発の採用基準の明確化及び導入時における留意点等の整理・整備を行うこととなった。

方針設定の背景

- アジャイル開発の採用環境整備に向けた具体的な検討を進めるため、令和6年度に「諸外国政府によるオープンソース化の取り組み及びアジャイル開発に関する調査研究」を実施し、アジャイル開発に関する国内外の事例に関する調査、及び分析を実施した。
- これらの調査等を経て、「令和６年度デジタル庁情報システム調達改革のフォローアップ及び今後の方向性」 において、今後の取組として、アジャイル開発の採用環境整備という課題に対し、**「アジャイル開発に係る知見の周知」や「アジャイル開発を採用する際に必要な留意点等の策定検討や官民の調達事例の共有」を実施する旨が記載されている。**

アジャイル開発の採用環境整備に関する検討方針

- デジタル庁では、これまで情報システム調達改革の一環としてアジャイル開発に関する制度的・技術的な検討、並びに国内外のアジャイル開発に関する事例調査を実施してきた。これらを踏まえ、**デジタル庁の情報システム調達においてアジャイル開発を採用できるよう、必要な環境整備を進める方針**とした。
- 令和7年度はこの環境整備に向けて、**アジャイル開発の採用基準の明確化及び導入時における留意点等の整理・整備**を行うこととした。
- 有識者検討会においては、政府におけるこれまでの取組、諸外国の事例並びに民間企業及び官公庁におけるアジャイル開発の実践的知見等を踏まえ、**制度、組織及び人材等の観点から、アジャイル開発の採用環境整備に関する事項について多角的に意見交換**を行った。

※有識者検討会の概要については次頁に示す

3-2. アジャイル開発に関する有識者検討会の概要

アジャイル開発に関する有識者検討会は、令和７年10月から令和８年2月にかけて全8回開催した。
有識者検討会における構成員として、アジャイル開発や公共調達に関する知見を有する有識者が参画した。

有識者検討会の開催日程

回次	日付	時間
第1回	10月31日(金)	15:00-16:00
第2回	11月7日(金)	13:00-15:00
第3回	11月26日(水)	15:00-17:00
第4回	12月8日(月)	14:00-16:00
第5回	12月24日(水)	15:00-17:00
第6回	1月8日(木)	10:00-12:00
第7回	1月28日(水)	15:00-16:00
第8回	2月13日(金)	14:00-16:00

有識者検討会の構成員一覧

役割	有識者（敬称略）	所属団体・役職
座長	狩野 英司	立命館アジア太平洋大学 サステイナビリティ観光学部 准教授
委員	杉井 正克	一般財団法人GovTech東京 シニアエキスパート
	岡島 幸男	株式会社永和システムマネジメント 取締役CTO
	佐野 友則	プラス株式会社 デジタル統括部門アジャイル戦略部 部長
アドバイザー	木村 康紀	デジタル庁 政策・法務ユニット 法務スペシャリスト

3-3. アジャイル開発の採用環境整備の論点の全体像

アジャイル開発に関する有識者検討会では、各回2～３の論点及び仮説が設定され、これらに基づき有識者による議論が行われた。
各論点の詳細及び議論結果については、「最終報告書（詳細版）」の「第３章 ４ 各論点に関する検討結果」 を参照されたい。

回次	テーマ	論点
第2回	官公庁特有の制約事項	官公庁特有の制約（予算、品質保証、意思決定等）の洗い出し
	ハイブリッド開発	アジャイル開発とウォーターフォール開発のハイブリッド開発実践のリスクとその対策
	アジャイル開発の採用可能な環境整備に向けたロードマップ（案）	アジャイル開発の採用可能な環境整備に向けたロードマップ（案）
第3回	アジャイル開発に適した調達、契約形態	アジャイル開発の調達に向けた予算確保と見積り方法
		アジャイル開発に適合する契約
		準委任契約（履行割合型）における検査（検収）
第4回	アジャイル開発を実行するチームの構築	プロダクトオーナー選定条件と育成施策
		ベンダーに求められる能力・経験
		スクラムチームの安定化に向けた対策
第5回	アジャイル開発チームの支援体制	官公庁でのアジャイル開発における品質保証の推奨パターン
		デジタル庁におけるアジャイルCoEの機能・役割・フェーズ別運用
		アジャイル開発におけるシステム監査
第6回	大規模アジャイルにおけるポイント	大規模アジャイル開発実践におけるポイント
	アジャイル開発における評価	スクラムチームに対する評価
	アジャイル開発体制	デジタル庁におけるアジャイル開発体制
第7回	会計監査・会計検査	アジャイル開発における会計監査・会計検査における留意事項
	スプリント開始前の準備事項	最初のスプリント開始前の準備事項
第8回	パイロットプロジェクト	アジャイル開発のパイロットプロジェクトとして適切と考えられる要件
	組織のナレッジ蓄積・活用	アジャイル開発に関する組織のナレッジ蓄積・活用

3-4. アジャイル開発における令和８年度以降の施策の方向性（全体像）

有識者検討会の議論等を踏まえ、令和８年度以降の施策の方向性として、制度、組織、人材の3つの側面からのアプローチが重要であることが明らかになった。
制度面では、プロジェクトごとのアジャイル開発の採用に係る個別対応を削減し、デジタル庁全体でのプロセス標準化を図る方向性とする。組織面では、人事異動の影響なく組織がアジャイル開発を採用するために、横断的な支援体制の整備や組織的なナレッジ蓄積を行う方向性とする。人材面では、アジャイル開発の成否を左右する関係者の役割に応じたアジャイル開発のスキル・理解度向上を進める方向性とする。
これらの施策は相互に連携しながら一体的に効果を発揮するものだと想定される。

		令和８年度以降の施策の方向性（詳細はP.15～P.17）	得られる効果
制度	**デジタル庁全体でのプロセス標準化**	✓ 調達仕様書や準委任契約における契約書等のひな形作成 ✓ ベンダープールの作成・運用 ✓ 開発環境・ツールの整備	✓ **アジャイル開発採用ハードル低減** ✓ **アジャイル開発の円滑な調達手続き及び実践**
組織	**横断的な支援体制の整備と組織的なナレッジ蓄積**	✓ アジャイルCoEの組成 ✓ パイロットプロジェクトの実施 ✓ デジタル庁内でのナレッジ蓄積・活用	✓ **デジタル庁の組織特性に即した進め方改善**
人材	**役割に応じたアジャイル開発のスキル・理解度向上**	✓ 上位職に対するアジャイル開発の効果・価値の理解促進 ✓ 現場に対する実践的なアジャイル研修の実施 ✓ アジャイル開発の担い手拡大	✓ **アジャイル開発プロセスの円滑な推進** ✓ **組織におけるアジャイル文化定着**

3-4. アジャイル開発における令和８年度以降の施策の方向性（制度）

現状、アジャイル開発に関する調達・実践は個別プロジェクトごとに行う必要があり、この負担が採用障壁となりうる。そこで、共通するプロセスを標準化し、担当者の負担軽減を図る。具体的には、調達仕様書等のひな形作成、ベンダープールの作成・運用、及び開発環境・ツールの整備に取り組む方向性とする。これにより、採用ハードルの低減や円滑な調達手続き及び実践が見込まれる。

	「制度」に関して想定される課題	「制度」に関する令和８年度以降の施策の方向性
調達準備	**予算要求や調達仕様書等の資料作成に係る負担** • アジャイル開発の調達や実践において、予算要求や契約書、調達仕様書等を都度ゼロから作成することは現場の大きな負担となる。	**施策（１）：調達仕様書や準委任契約における契約書等のひな形作成** • 政府情報システム調達においてアジャイル開発を採用する際の調達仕様書、準委任契約における契約書、予算要求資料、プロダクトバックログ資料（従来の要件定義書）等のひな形を作成・整備する。 • 作成後もパイロットプロジェクトや実プロジェクトで得られた実践的な知見や実際に機能した工夫をひな形に反映していく。
ベンダー選定	**適切なベンダー選定に係る負担** • アジャイル開発の実績や知見を有するベンダーを円滑に調達できるよう、発注者側に対する支援が不可欠である。 • 一方、参考情報が十分にない状態でプロジェクトごとにベンダー選定を一から行うことは現場の負担が大きい。	**施策（２）：ベンダープールの作成・運用** • アジャイル開発の実績や知見を有するベンダーを整理したベンダープールをデジタル庁内向けに作成し、デジタル庁職員が情報システム調達時の参考情報として活用する。 • 政府情報システム調達における公平性の確保の観点から、特定のベンダーが調達上有利、ないしは不利になるような状況を生じさせないよう作成及び運用に当たっては慎重に検討する必要がある。
開発準備	**開発環境・ツールの依存先に係る継続性** • 外部委託の場合、委託先ベンダーに開発環境やツールを依存していると、ベンダーの変更が生じた場合に開発の継続性が困難となる。	**施策（３）：開発環境・ツールの整備** • デジタル庁において、プロダクトバックログ管理、ソースコード管理、CI/CD、ドキュメント管理などを一体的に設定できる環境やツールを整備し、プロジェクト横断での活用を可能とする。

3-4. アジャイル開発における令和８年度以降の施策の方向性（組織）

デジタル庁では人事異動により個人の知見が組織のナレッジとして蓄積されず、同じ課題に繰り返し直面するリスクがある。
そこで、組織横断的な支援を担うアジャイルCoEを組成し、パイロットプロジェクトを実施する。そこで得られた知見を組織のナレッジとして蓄積・活用する方向性とする。これにより、体制や調達の在り方を含め、デジタル庁の組織特性に即した進め方へと改善を図る。

	「組織」に関して想定される課題	「組織」に関する令和８年度以降の施策の方向性
ナレッジ蓄積	**人事異動による組織的なナレッジ蓄積の困難** • アジャイル開発は、実際に取り組む中で試行錯誤を重ねながら進め方を磨いていくものであり、実践的な経験の蓄積が不可欠である。 • 一方、デジタル庁では定期的な人事異動が発生するため、プロジェクトで得た知見が個人の経験にとどまりやすく、次のプロジェクトへ引き継がれない。その結果、組織としてのナレッジが蓄積されず、後続又は他のプロジェクトで同様の課題に何度も直面する状況が生じやすい。	**施策（１）：アジャイルCoEの組成** • アジャイル開発に関する専門知識や経験を有した人材で構成されたアジャイルCoEを組成し、組織横断での支援を行う。 • アジャイルCoEが担う機能としては、チェンジマネジメント、アジャイルガバナンスの整備、アジャイル開発導入時の相談先、各種開発ツールの提供、ナレッジ蓄積やアジャイル人材育成、チームへのコーチング・伴走支援などが挙げられる。 **施策（２）：パイロットプロジェク令和８年度**アジャイル開発のデジタル庁内での本格的な展開に先立ち、令和８年度に1件以上アジャイル開発のパイロットプロジェクトを実施する。 • 主たる実施目的としては、本事業の成果物である「アジャイル開発採用基準ガイドブック（案）」及び「アジャイル開発採用チェックリスト（案）」の実効性検証である。 **施策（３）：デジタル庁内でのナレッジ蓄積・活用** • パイロットプロジェクトやその後のプロジェクトそのものを、事例集として整理するとともに、そこで得られた知見を本事業の成果物である「アジャイル開発採用基準ガイドブック（案）」及び「アジャイル開発採用チェックリスト（案）」等に反映し、継続的に更新する。

3-4. アジャイル開発における令和８年度以降の施策の方向性（人材）

アジャイル開発はウォーターフォール開発とは異なる価値観を前提とするため、関係者のスキル・理解がその成否を左右する可能性がある。上位職、現場（プロジェクト）担当者、会計担当者の役割に応じた理解度及びスキル向上を目指す方向性とする。これにより、アジャイル開発の円滑な推進が可能となる。さらに、アジャイル開発の担い手をデジタル庁全体へ拡大する方向性とし、アジャイル文化の定着を目指す。

	「人材」に関して想定される課題	「人材」に関する令和８年度以降の施策の方向性
上位職	**上位職の理解不足による予算や調達プロセスの硬直化** • 上位職がアジャイル開発の狙いや期待効果などを理解していないことにより、予算要求や調達方針の決定、プロジェクト開始の承認といったプロセスが硬直してしまい、アジャイル開発の実施が困難になる。	**施策（１）：上位職に対するアジャイル開発の効果・価値の理解促進** • 参事官等の上位職を対象に、アジャイル開発の狙いや期待される効果、官公庁における活用意義を体系的に伝える機会を設ける。
現場担当者	**現場担当者のスキル不足による形式的なアジャイル開発** • アジャイル開発は概念理解だけでは実務に適用することが難しく、現場担当者が具体的な進め方や判断軸を持たず、形骸化してしまい、形式的なアジャイル開発運用になる。	**施策（２）：現場に対する実践的なアジャイル研修の実施** • 参事官補佐等の現場担当者を対象に、アジャイル開発の進め方や発注者としての関与方法を中心とした実践的な研修（ケーススタディ等）を実施する。 • 会計担当者向けの準委任契約の調達仕様書記載方法等に関する研修も併せて実施する。
会計担当者	**会計担当者の理解不足による調整負荷増大** • 会計担当者がアジャイル開発の特性や準委任契約を理解しておらず、現場担当者が調達を行う際に会計担当者との調整に時間を要する。	
全ての人材	**デジタル庁内でのアジャイル開発定着の停滞** • アジャイルCoEが特定の専門組織として孤立すると、アジャイル開発が一部の人だけの取組になってしまい、デジタル庁全体へのアジャイル文化の定着が進まない。	**施策（３）：アジャイル開発の担い手拡大** • アジャイルCoEを中心に、各組織と連携しながらアジャイル開発に取り組む仲間や理解者を増やすことで、組織としてのアジャイル文化の定着につなげる。 • 仲間や理解者を増やす取組としてはPOコミュニティ形成などが挙げられる。

第４章 オープンソース化・OSS利活用に関する検討

4-1. オープンソース化・OSS利活用に関する検討方針

令和7年度においては、これまでのデジタル庁における情報システム調達改革に関する検討やOSSに関する専門的知見・経験を有する有識者を交えた有識者検討会※における意見等を踏まえ、オープンソース化・OSS利活用の推進において必要な知識や技術、そして求められる人材像に関する論点の整理・整備を行うこととなった。

方針設定の背景

- 行政の情報システムについては、各府省庁や自治体が個別に情報システムを開発・調達してきたところ、同一又は類似機能の重複開発・投資、機能・仕様がばらばらで相互運用性が不足し保守・運用が非効率、特定ベンダーや特定技術への過度な依存による調達の公平性や柔軟性を損なうおそれ等の課題があった。
- これに対して、過去の検討会や本事業の有識者会議において、オープンソース化・OSS利活用の推進が公平な調達環境の整備に向けた有用な施策であり、特定のベンダーや技術への過度な依存に伴うリスクを把握・軽減する観点や、共通機能の活用、仕様の標準化の重要性から、その必要性が確認された。

オープンソース化・OSS利活用推進に関する検討方針

- 行政の情報システムについては、これまで各府省庁や自治体が個別に情報システムを開発・調達してきた結果、類似業務に対する情報システムをそれぞれが個別に整備してきたことにより、「同一又は類似機能の重複開発・重複投資」、「機能・仕様の非統一による相互運用性の不足」、「特定ベンダーや特定技術への過度な依存による調達の公平性・柔軟性の喪失」、「デジタル庁外部との限定的な連携・貢献」及び「社会全体としての技術力向上・イノベーションの促進の不十分」といった課題が指摘されてきた。
- 既往の検討及び有識者の議論を踏まえ、**オープンソース化・OSS利活用を、単なる技術選択や個別施策としてではなく、政府全体の情報システム調達及びデジタル基盤の在り方を転換していくための重要な手段として位置付ける**こととした。
- 有識者検討会においては、**オープンソース化・OSS利活用を推進するために必要なガバナンスと運用設計、OSPO設立と体制構築、コミュニティ、人材という観点からルール整備や推進体制に関する事項について多角的に意見交換を行った。**

※有識者検討会の概要については次頁に示す

4-2. オープンソース化・OSS利活用に関する有識者検討会の概要

オープンソース化・OSS利活用に関する有識者検討会は、令和７年10月から全５回開催した。
有識者検討会における構成員として、OSSや知財に関する知見を有する有識者が参画した。

有識者検討会の開催日程

回次	日付	時間
第1回	11月18日(火)	13:00-14:30
第2回	12月18日(火)	10:00-12:00
第3回	12月23日(火)	11:00-13:00
第4回	1月9日(金)	11:00-13:00
第5回	1月23日(金)	15:00-17:00

有識者検討会の構成員一覧

役割	有識者（敬称略）	所属団体・役職
座長	庄司 昌彦	武蔵大学社会学部 教授
委員	今村 かずき	独立行政法人情報処理推進機構（IPA） デジタル基盤センター　デジタルエンジニアリング部 ソフトウェアエンジニアリンググループ
	中村 雄一	株式会社日立製作所 AI & ソフトウェアサービスビジネスユニット Hitachi OSPO Head of OSPO, 博士(工学)
	岩原 将文	岩原法律事務所 弁護士
アドバイザー	関 治之	デジタル庁 シニアエキスパート
	外山 雅暁	デジタル庁 政策・法務ユニット 法務スペシャリスト
	鈴木 健人	デジタル庁 政策・法務ユニット 法務スペシャリスト

4-3. オープンソース化・OSS利活用推進に関する論点の全体像

オープンソース化・OSS利活用に関する有識者検討会では、カテゴリごとに各回論点及び仮説を設定し、有識者による議論を行った。
各論点の詳細及び議論結果は「最終報告書（詳細版）」の「第４章 ４ 各論点に関する検討結果」 を参照されたい。

回次	カテゴリ	論点
第１回	オープンソース化	ソースコードの公開範囲の整理
	OSS利活用	促進要素の整理
第２回	オープンソース化	オープンソース化対象資産
		利用許諾パターンの整理
		推奨すべきオープンソースライセンス
		長期的な維持主体と責任分担
	OSS利活用	デジタル庁が利活用すべき民間OSSの選定基準
		「OSS利活用推奨リスト」を作成する際のインプットと作成方法
		「OSS利活用推奨リスト」を作成後に考慮すべき事項
第３回	オープンソース化	<デジタル庁がオープンソース化した際のOSS資産管理> コントリビューション受け入れ
		<デジタル庁がオープンソース化した際のOSS資産管理> 脆弱性対応
		<デジタル庁がオープンソース化した際のOSS資産管理> 不具合対応
	OSS利活用	<デジタル庁がOSSを利活用する際の調達要件> 調達時のOSSライセンス指針
		<デジタル庁がOSSを利活用する際の調達要件> 調達仕様書にて評価項目とすべき要件
		<デジタル庁がOSSを利活用する際の調達要件> SBOMの整理
第４回	オープンソース化	オープンソース化推進に関するロードマップ（案）
	OSS利活用	OSS利活用に関するロードマップ（案）
	共通	デジタル庁でのOSS利活用におけるOSPOの機能・役割・フェーズ別運用
第５回	オープンソース化	外部コミュニティ活性化の施策
	OSS利活用	デジタル庁内コミュニティ活性化の施策
	共通	OSPOとPJ担当の役割分担
		人材育成におけるスキルモデル
		人材育成における教育研修

4-4. オープンソース化・OSS利活用推進における令和８年度以降の施策の方向性（全体像）

有識者検討会の議論結果等を踏まえ、令和８年度以降の施策の方向性として、主にガバナンスと運用設計、OSPO設立と体制構築、コミュニティの醸成・活用、人材の育成という4つの側面でのアプローチが重要であることが明らかになった。

デジタル庁におけるオープンソース化・OSS利活用推進の目的

政府・自治体の情報システム開発における重複投資の削減	• 行政情報システムの構築において、利用する様々なコンポーネント等のソフトウェアをオープン化することで再利用を促し、情報システム開発の効率化、工数の削減につなげることができる。
同じ機能を活用することによる情報システムの標準化	• OSSによる共通コンポーネントの活用を通じて利用情報システム間の連携等における相互運用性をはじめ、情報システムの標準化に貢献する。
社会全体におけるオープンソースコミュニティへの貢献	• 汎用的なライブラリなども含め、行政のみならずその他のステークホルダーも公開されたソフトウェアを活用することによってより社会が効率化される場合には、これを公開する意義がある。 • また、様々なステークホルダーからの意見を取り入れてソフトウェアを共創していく際にもそのベースとなるソフトウェアを公開することが有効である。

令和８年度以降の施策の方向性

ガバナンスと運用設計	• オープンソース化・OSS利活用方針の明文化 • OSSリポジトリの統一運用ルール・手引き等の整備について、ガバナンスと運用設計を具体化
OSPO設立と体制構築	• OSPO設立を念頭に、組織図・権限・報告ラインの整備や責任範囲の明確化 • OSPO責任者、PJ担当、法務・コンプライアンス担当などの有志メンバーを選定
コミュニティの醸成・活用	• デジタル庁の内部コミュニティの醸成 • オープンソース化・OSS利活用に関する外部コミュニティへの参加
人材の育成	• スキルモデル定義、教育プログラムの設計、人材育成計画の策定

4-4. オープンソース化・OSS利活用推進における令和８年度以降の施策の方向性（ガバナンスと運用設計）

オープンソース化・OSS利活用を推進していくためには、運用ルールの明確化によるガバナンスと運用基盤の整備が重要であるとの見解が示された。そこで、オープンソース化を推進するためには対象資産の長期的な維持を見据えた実効性のある体制と仕組みを、OSS利活用を推進するためには一定水準の品質・安全性・法令遵守を担保するための選定基準を、それぞれ整備していく方向性とする。

	有識者検討会で確認された課題	令和８年度以降の施策の方向性
オープンソース化	**オープンソース化の方針・セキュリティ・運用ルールの未整備** • オープンソース化に向けた具体的な整理が不十分であり、ライセンス形態、公開基準、セキュリティ要件などの基本方針が明確になっていない。 • また、長期的な維持を見据えた実効性のある体制と仕組みを構築することが不可欠である。	**施策（１）：ガバナンスと運用設計の整備（オープンソース化）** • 行政固有の要件が強いものについては、責任範囲やセキュリティ要件を明示した個別ルールを定める。 • 共通利用できるUIや共通API等はオープンソース化を推進し、独自ライセンスではなくOpen Source Initiative※が承認したオープンソースライセンスを採用し、パーミッシブ型のライセンスを推奨する。 • 長期的維持主体と責任分担を明確にし、恒常的な基盤の整備やインセンティブを付与する仕組みなどを検討する。
OSS利活用	**OSS利活用の方針・セキュリティ・運用ルールの未整備** • OSS利活用の推進には、共通の選定基準を整備し、一定水準の品質・安全性・法令遵守の担保が必要である。 • また、制度・ルールを整備する必要があり、不具合・修正方針を明確にする必要がある。 • 民間OSSの選定基準や運用体制にも課題があり、調達時にOSS利活用実績を評価する仕組みや評価人材が必要である。	**施策（２）：ガバナンスと運用設計の整備（OSS利活用）** • 民間OSSの選定基準は複数の観点から技術的・業務的要件を踏まえた専門的な裁量判断を認める形で運用していく。 • OSS利用における統一的なガイドラインやチェックリストを作成し、ライセンス誤用や法的リスクを未然に防止する。 • 脆弱性情報を共有する仕組みや品質保証プロセスを整備し、長期的かつ安定的な運用を実現する。 • OSS利活用を推進できる人材を育成し、OSSコミュニティとの協働や貢献ルール整備を通じて技術と公共性の向上を促進する。

※ Open Source Initiative（https://opensource.org/）

4-4. オープンソース化・OSS利活用推進における令和８年度以降の施策の方向性（OSPO設立と体制構築）

デジタル庁が情報システムのオープンソース化・OSS利活用を推進するためには、組織体制の整備が重要であるとの見解が示された。専門組織であるOSPOを設置し、適切なガバナンス、責任の所在、横断的な連携、法務、セキュリティ、調達、教育・人材育成等の体制を整え、法令遵守・セキュリティ・品質を確保した上で、オープンソース化・OSS利活用を推進する方向性とする。

	有識者検討会で確認された課題	令和８年度以降の施策の方向性
OSPOの設置	**OSPOによる組織横断的な体制の構築** • オープンソース化・OSS利活用には、専門知識や横断的な対応が必要であり、オープンソース化・OSS利活用を推進するためには、組織体制の整備が不可欠である。 • 個別プロジェクト単位では知識の断片化や品質のばらつきが生じやすくなるため、OSSを効率的かつ安全に活用・管理するための専門組織であるOSPOを設置すべきである。	**施策（１）：OSPOの設置による専門知識の確保と蓄積** • プロジェクトの個別対応による断片化を防ぐため、OSPOを設置し、横断組織として機能する全庁的なガバナンスを担う組織を構築する。 • OSPOにて、OSSのライセンスや脆弱性対応、コミュニティ連携など高度で広範な知識を持つ人材を確保・育成する。 • OSPOにて、技術判断、法務・コンプライアンス対応、コミュニティ活性化、人材育成、戦略・ガバナンスなど、多様で専門性の高い作業を支援する。
PJMOの役割	**PJMOに関する専門知識の不足と断片化リスク** • PJMOは個別プロジェクトの推進・管理を担い、計画・実行・品質管理・要員管理など幅広い実務を担当する。 • 一方で、OSS関連の高度な専門知識やライセンス遵守、コミュニティ連携、脆弱性対応等を担うことは困難である。 • OSPOとの役割分担を明確にしつつ、OSSに関するスキルや法令遵守意識を向上させる必要がある。	**施策（２）：PJMOにて、全工程の管理・統制を担う体制を構築** • OSPOが策定した標準や法務ルールに基づき、OSSの導入・利用に関する具体的作業（ライセンス確認、コンプライアンス対応など）を適切に実施する。 • OSPOの方針に沿って啓発活動を積極的に行い、OSSコミュニティへの貢献を推進する。 • OSPOが提供する研修や学習プログラムを活用し、OSSに関する技術・法務知識を向上する。

4-4. オープンソース化・OSS利活用推進における令和８年度以降の施策の方向性（コミュニティの醸成と活用）

デジタル庁におけるOSS利活用は、単にOSSを利用するだけではなく、知識や改善提案、修正内容をUpstreamへ還元し、品質向上や持続可能性の確保につなげるための内部コミュニティの醸成を行う方向性とする。また、OSSの持続的な発展のためには、フィードバックの提供や改善サイクルへの参加など、デジタル庁も外部コミュニティへ参画する方向性とする。

	有識者検討会で確認された課題	令和８年度以降の施策の方向性
内部コミュニティの醸成	**OSS利活用に関する知識・ノウハウの体系的な蓄積が必要** • 庁内職員や関係者間でOSS利活用の技術知識やノウハウを共有し、組織全体の技術力向上を図るべきである。 • 内部で蓄積した知識や経験を外部OSSコミュニティへの参加・貢献につなげ、社会還元やエコシステム強化を支援することが可能になる。	**施策（１）：内部コミュニティの環境整備と活性化** • デジタル庁がOSSの利活用とコミュニティ活動を推進するためには、コミュニティ支援のための環境整備と、職員がコミュニティに参加しやすくなる制度設計の両面から取り組むことが重要である。 • OSS利活用を促進するため内部コミュニティ支援の環境整備、技術的な共有・分析の場づくり、アップストリーム活動の業務上の仕組み、教育やオンボーディング、評価制度の見直しに取り組むべきである。
外部コミュニティへの参画	**外部知識・実践経験の取り込みやOSS活用の品質が必要** • OSSの外部コミュニティに参画し、外部の知識や実践経験を取り込むことでOSS活用の質を高めていくべきである。 • また、OSSの外部コミュニティに参画し、自ら積極的に貢献することでOSSの発展にも寄与すべきである。	**施策（２）：外部コミュニティとの関わりを段階的に実施** • オープンソース化とコミュニティ連携を進めるために公開準備から多くの人が利用し、意見をもらうまで段階別施策を実施する。 • 外部から寄せられる提案やプルリクエストを適切に受け入れられる体制を整え、改善の循環を確立する。 • 各レベルには、外部イベントへの参加やコミュニティとの連携強化など、効果を高めるための施策も実施する。

4-4. オープンソース化・OSS利活用推進における令和８年度以降の施策の方向性（人材の育成）

OSSを適切かつ安全に活用できる体制を構築するため、プロジェクト実行力を高める目的でPJMOへの人材育成を行うことに加えて、支援機能を高める目的でOSPOに対する人材育成も行う方向性とする。

	有識者検討会で確認された課題	令和８年度以降の施策の方向性
人材育成	**PJMOとOSPOの人材育成が必要** • PJMO及びOSPOを中心とした内部人材について、計画的かつ段階的な人材育成を推進する必要がある。 • スキルモデルに基づく到達目標と連動させ、基礎知識の習得から実務対応力の向上までを一貫して支援する体系的な研修プログラムを設計すべきである。	**施策（１）：スキルモデルに沿った内部人材の教育研修** • オープンソース化・OSS利活用に関する基礎的な理解から実践的な活用・管理、公開プロジェクトの運営に至るまでの能力を体系的に整理したスキルモデルを設定する。 • OSSの基本的な考え方や利用ルール、ライセンス対応等を学ぶe-learning研修等を活用したハンズオン研修、実際の政府情報システム案件や先行事例を用いたケーススタディ研修を実施する。

デジタル庁

Digital Agency